

2025年8月

[LinkedIn](#)でフォローする 

規制に関する最新情報

## EUグリーンディール規制の統合に向けて

著者：[Ruth Knox](#)・[Anna Janas](#)

欧州委員会は、EUの中核となる環境関連法規を合理化および統合するため、「環境オムニバス・パッケージ（以下、「オムニバス法案」）」という形で、大規模な規制見直しのイニシアティブを推進しております。

手続の簡素化を目的として策定されたこのパッケージは、規制の断片化を解消し、加盟国による法制化を容易にするとともに、規制対象となる企業（特に、複雑なサステナビリティ規制への対応が求められる中小企業や多国籍企業）のコンプライアンス負担を軽減するための、より広範なEU政策の一環です。

[2024年に実施されたEUの調査](#)によりますと、多くの中小企業が複雑な法的・行政手続きのために事業の「グリーン化（環境配慮型への転換）」に課題を抱えており、35%が資源効率化への取り組みの難しさを、26%が環境報告の難しさを挙げています。同様の負担は大企業にも影響を及ぼしています。ステークホルダー（利害関係者）からのフィードバックでも、法的な目的を損なうことなくコンプライアンスや報告義務を簡素化する必要性が強く指摘されました。

2025年7月22日には、官民双方のステークホルダーから意見を求める「[意見公募（Call for Evidence）](#)」が発表されました。この意見募集期間は2025年9月10日までとなっております。

本イニシアティブは、サーキュラーエコノミー（循環型経済）、産業排出、廃棄物管理などの分野における、環境法規に起因する行政負担の軽減を目指しています。これまでの協議で得られた幅広いステークホルダーの意見を反映しており、主要な課題として、制度実施上の問題、デジタル化、データ品質などが特定されています。検討されている具体的な措置としては、報告および通知義務の合理化、加盟国間での拡大生産者責任（EPR）ルールの調和、報告プロセスの簡素化・デジタル化、ならびに許認可手続きの課題解決などが挙げられます。最終的な措置の内容は、現在進行中のステークホルダーからの意見提出や分析を通じて、さらに発展していく見込みです。

法案の起草段階は2025年秋に開始される予定であり、複数の主要な環境関連法規が含まれる見通しです。

## 検討の対象となる主要な法規制の分野

オムニバス法案は、既存の広範なEU環境法規を対象とし、改正、統合、または的を絞った廃止のいずれかを行うことが予想されています。（欧州委員会は、行政負担の軽減機会を特定するため、現行のすべての環境関連法規をスクリーニングしています。見直し対象となる法規のリストは確定しておらず、ステークホルダーからの意見に基づいて拡大する可能性がございます。）

検討対象となっている73の法令のうち、対応が予定されている主要な法規には以下のものが含まれます。

### 産業排出指令（IED）

IEDは、産業活動による環境汚染の防止と管理を規定しています。オムニバス法案により、重複する報告義務を削減し、規制対象セクター（特にエネルギーおよび製造業）全体において、利用可能な最良の技術（BAT: Best Available Techniques）の導入を促進するため、同指令が合理化される可能性がございます。

### 環境影響評価（EIA）指令

EIA指令は、特定の公共および民間プロジェクトについて、許認可が下りる前にその環境への影響が適切に評価されることを保証するものです。EIA指令は今回の「意見公募」の中で明示的には言及されていませんが、環境許認可において重要な役割を担っているため、実質的に見直しの対象範囲に含まれると考えられます。欧州委員会が検討している主要な簡素化の領域の1つは、EIAプロセスの中心である環境アセスメントを含む、許認可手続の複雑さを軽減することです。

### 国別排出上限（NEC）指令

NEC指令は、人の健康や環境に悪影響を及ぼす主要な大気汚染物質の排出量について、国ごとに拘束力のある上限を設定することで、EU全体の大気汚染を削減することを目的としています。NEC指令も7月22日の意見公募では明示されていませんが、欧州委員会のスクリーニングには環境法令の広範な見直しが含まれています。そのため、NEC指令は、関連する大気汚染防止法規とともに、簡素化の余地を探る「適合性チェック（Fitness Check）」の枠組みの下で評価される可能性がございます。NEC指令に影響を与える可能性のある簡素化措置としては、国家大気汚染防止計画（NAPCP）やインベントリ間の重複削減による排出量報告の合理化、報告システムのデジタル化、データ共有の強化、加盟国間での統一されたコンプライアンス基準の導入などが挙げられます（[欧州環境機関ホームページの各国排出削減コミットメント指令](#)をご参照ください）。

### 影響を受ける可能性のあるその他の法律

これらには以下が含まれます。

- 廃電気電子機器指令（WEEE）
- 廃棄物枠組み指令（WFD）
- 都市廃水処理指令（UWWTD）
- 取引を規制することによる野生動植物の種の保護に関する1996年12月9日付理事会規則（EC）第338/97号

これらの法令は、欧州委員会のより広範な環境法体系の見直しの中で言及されており、オムニバス法案の下で、法典化、明確化、または的を絞った改正の対象となる可能性がございます。

## より広範な文脈：EUの簡素化アジェンダ

オムニバス法案は、規制の枠組みを合理化し、一貫性を高め、環境および金融セクター全体にわたる法規制の過多（オーバーロード）に対処しようとする、欧州委員会のより広範な取り組みの一環です。

関連する主要な動向として、株主権利指令II（SRD II）の廃止を提案する可能性のある「資本市場簡素化パッケージ」が挙げられます。このパッケージは、コーポレートガバナンスにおける過度な事務手続（レッドテープ）を削減することを目的としています。

現在進行中の法改正の動向には、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）および企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）が含まれており、これらは現在も交渉が続いています。これと並行して、最近採択されたEUタクソノミー（環境に配慮した投資の分類基準）の改正案は、共同立法機関による精査期間の終了後に発効する予定です。

6月18日、EUは炭素国境調整メカニズム（CBAM）を簡素化し、年間50トン未満の輸入を免除する暫定合意に達しました。さらなる提案として、CBAMの対象を下流製品に拡大すること、迂回防止規則の強化、および電力排出量の算定方法の見直しなどが検討されています。

### グリーンクレーム指令（GCD）

2022年に最初に提案されたGCDは、自主的な環境アピール（カーボンニュートラル、耐久性、リサイクル可能性など）の根拠提示を義務付けることで、グリーンウォッシュ（環境配慮を装う行為）を防止することを目的としています。欧州人民党（EPP）からの政治的圧力を受け、欧州委員会は一時的にこの提案を取り下げる意向を示唆しましたが、その後この方針は撤回されました。現在、三者協議（トリロジー）が再開される予定であり、零細企業は対象から除外されています。この法令も、オムニバス法案の一部に組み込まれる可能性がございます。

### EU森林破壊防止規則（EUDR）

EUDRは、牛、カカオ、パーム油、大豆、ゴム、木材など、森林破壊に関連する製品の輸入および販売を制限するものです。同規則は、事業者やトレーダーに対してデュー・ディリジェンスの義務を課しています。欧州議会および加盟国からの最近の政治的な反対を受け、欧州委員会は行政負担の軽減を図るため、この制度をラベリングベース（表示認証）のシステムへ転換することを検討していると報じられています。

### 企業様への影響

- **法務・コンプライアンス体制の整備**：環境関連の主張を裏付けるための要件の厳格化を含め、より広範な環境管理義務全体に適用される可能性が高い、より簡素化かつ調和されたルールへのご対応を進めていただくことをお勧めいたします。進化するEU基準との整合性を確保するため、マーケティング、ラベリング、およびESG報告の実務体制を見直し、アップデートしていただく必要があるかもしれません。
- **サプライチェーンの再評価**：EUDRやその他のトレーサビリティ要件に対するコンプライアンス状況を今一度ご確認ください。高リスクセクターに属する企業様におかれましては、ラベリング制度への移行の可能性に関する動向を注視していただくことをお勧めいたします。
- **サステナビリティ情報開示の対応**：適用対象となるスコープの基準値が確定し次第（2025年12月頃の見込み）、社内の報告システムをCSRDおよびCSDDDの新たな要件に対応できるよう整備していただくことをお勧めいたします。
- **投資計画の検討**：EU市場に向けたビジネス（特に温室効果ガス排出量が多い、または森

林破壊に関連する原材料に依存する事業)における新規設備投資(グリーンフィールド投資)や買収を評価・検討される際には、今後の規制の方向性を十分に考慮していただく必要がございます。

各企業様におかれましては、欧州委員会の「意見公募」を注意深くモニタリングしていただくことをお勧めいたします。これにより、オムニバス法案の潜在的な適用範囲と方向性を早期に把握し、社内の計画策定や体制整備に着手することが可能となります。また、提案されている簡素化措置の策定に貢献するため、パブリックコメントや関連する業界フォーラムへの積極的なご参加もご検討ください。今後の法改正への備えとして、特に産業排出の許認可や廃棄物管理の分野において、自社の現行の環境コンプライアンス体制と将来の要件との包括的なギャップ分析を実施されることを推奨いたします。

### 【ご相談窓口】

弊所のESGチームは、オムニバス法案がもたらす予想される影響、戦略的なリスク管理、および進化し続けるEU環境法規へのコンプライアンス対応に関して、クライアントの皆様の状況に合わせた法務アドバイスを引き続きご提供してまいります。

本件の動向に関してご質問等ございましたら、以下のポールヘイスティングス・ロンドン/東京オフィスの各国法弁護士まで、どうぞお気軽にお問い合わせください。

Ruth Knox  
+44-20-3321-1085  
[ruthknox@paulhastings.com](mailto:ruthknox@paulhastings.com)

Anna Janas  
+44-20-3023-5150  
[annajanas@paulhastings.com](mailto:annajanas@paulhastings.com)

Olga Belosludova  
+81-3-6229-6137  
[olgabelosludova@paulhastings.com](mailto:olgabelosludova@paulhastings.com)

免責事項：「Stay Current」は、ポールヘイスティングスのクライアントおよび関係者の皆様への情報提供のみを目的として発行されたものであり、法的なアドバイスとして依拠または解釈されるべきものではありません。本稿に示されている見解は執筆者個人のものであり、必ずしもポールヘイスティングスの公式な見解を代表するものではありません。最近の動向や特定の事実関係に関する具体的な情報については、必ず法律顧問の意見をお求めください。なお、本資料は一部の法域において「弁護士広告」とみなされる場合がございます。ポールヘイスティングスは有限責任事業組合(LLP)です。